

研究費不正流用事案の最近例の紹介と不正使用防止の取り組みについて

平成27年7月9日
コミュニケーションデザイン・センター教授会懇談会

II-3. 大阪大学の不正使用防止対策は『すべての経費』が対象です。

◆ ガイドラインの対象となる研究費制度

ガイドラインの対象となる制度は文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金です。【他府省も同様のガイドラインを各々策定しています。】

ガイドライン対象制度

競争的資金制度	科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業 など
公募型の研究資金制度	社会システム改革と研究開発の一体的推進 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) など

対象制度一覧
文部科学省
ガイドライン対象制度

検索

◆ 大阪大学の対象となる研究費制度

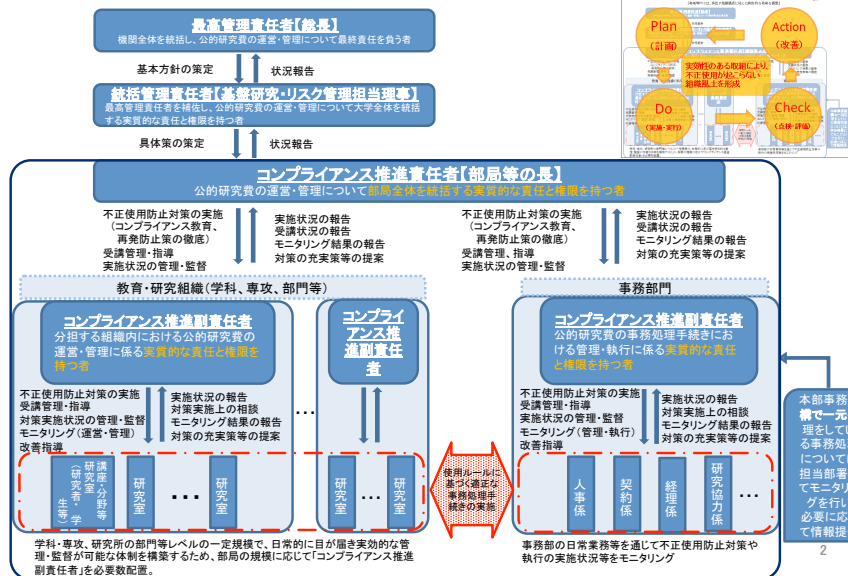
本学では、「国立大学法人大阪大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第2条第1項において、「公的研究費」とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学が扱うすべての経費と定義付けており、**すべての経費を対象として不正防止対策をとることとしている。**

大阪大学対象制度(公的研究費)

ガイドライン対象制度の競争的資金等(文科省以外の府省を含む)	公的機関からの補助金、助成金及び委託費(科研費、公募型の研究資金など) 民間企業からの競争的資金
財団法人及び民間企業等からの資金	受託研究費、共同研究費 寄附金
運営費交付金等	

II-2. 大阪大学における公的研究費の不正使用防止に関する責任体系及び役割分担

【部局等内では、特性や組織構成に応じた実効的な体制を構築】



ガイドラインにおける間接経費措置額の削減

- 「履行状況調査」及び「機動調査」の結果、**体制整備に不備**があり、それに応じて付与した「管理条件」(改善事項)について文部科学省がその翌年度から実施する「フォローアップ調査」において履行が認められないと判断した場合
(表1)「フォローアップ調査」の翌年度から間接経費措置額を削減する場合

「フォローアップ調査」の結果、「管理条件」(改善事項)の履行が認められない回数	1回	2回	3回以上
削減割合	5%	10%	15% ※
(参考) 本学における間接経費措置額 約60億円	3億円 削減	6億円 削減	9億円 削減

※間接経費措置額の15%の削減措置を講じている年度の「フォローアップ調査」において、管理条件(改善事項)の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

- 「履行状況調査」及び「機動調査」の結果、機関における**体制整備に重大な不備**があると判断した場合又は機関における**体制整備の不備による不正**と認定した場合
(表2)管理条件(改善事項)付与の翌年度から間接経費措置額を削減する場合

「フォローアップ調査」の結果、「管理条件」(改善事項)の履行が認められない回数	「管理条件」(改善事項)付与の翌年度	1回	2回以上
削減割合	5%	10%	15% ※

※間接経費措置額の15%の削減措置を講じている年度の「フォローアップ調査」において、管理条件(改善事項)の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

Ⅲ-2. 具体的な対策について

①関係者の意識向上

●コンプライアンス教育の実施について ← 改正ガイドラインにおいて重要事項と位置付けられている。

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、『不正を事前に防止するために、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるための教育』を実施してください。

実施に際しては受講状況、受講者の管理及び理解度を把握してください。

<不正使用防止計画推進室が提供している教材の活用>

・部局等向け教育教材(スライド)の活用 <新たなスライドを近日中に送付予定>

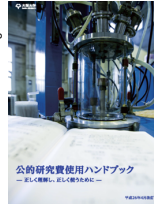
・研究費使用ハンドブックの活用 <改訂版を今年度発行予定>

・マイハンダイ掲載理解度チェックを含むe-Learningシステムの活用

<ハンドブック改訂に合わせて、理解度チェック改訂版を実施予定>

・広報誌「STOP! 研究費不正!」の活用 等

<第9号(6月)まで発行済>



(ガイドラインが求めている実施上の留意事項)

- ◆ コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。**
- ◆ コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。

5

●「STOP! 研究費不正」各種リーフレットの配付について

現在、本学では公的研究費の不正使用を未然に防ぎ、関係者の意識向上を図るために各種リーフレットを作成しています。

① STOP! 研究費不正 —新規採用教職員の皆様へ—

新規採用時に、公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられており、その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であること、公的研究費の管理については大学の責任において適正に行わなければならないこと、本学は公的研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいること等を説明のうえ配付してください。

② STOP! 研究費不正 —TA、RA、アルバイト、チューター として業務を行っていた方へ—

アルバイト等の採用時に、雇用者は大学であり、大学の規則を遵守しなければならないことを説明するとともに、アルバイト等が関係する不正の典型事例(カラ給与、給与の戻し、虚偽の報告)や教職員から不正の強要等があった場合の対応等を記載していますので配付してください。

③ STOP! 研究費不正 —取引業者の皆様へ—

取引業者へ、本学教職員からの依頼があっても虚偽の書類作成をしないよう、注意喚起を図るため、積極的に配布してください。

【リーフレット掲載場所】

- ①②… ICHOFキュメント 不正使用防止関係(全学教職員共有)/⑦ハンドブック・ポスター・リーフレット/採用(雇用)時における配付物
③… ICHOFキュメント 不正使用防止関係(全学教職員共有)/⑦ハンドブック・ポスター・リーフレット/「STOP! 研究費不正」

6

●誓約書の徴取について

現在、本学では平成27年1月21日付け統括管理責任者通知「公的研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出について(依頼)」により公的研究費の運営・管理に関わる全教職員等から誓約書を徴取しています。

- ① 全教職員(平成27年2月1日在職者)からの徴取
- ② 新規採用者(平成27年2月2日以降の採用者)からの徴取 (今後も採用時に必ず徴取)
- ③ TA、RA、アルバイト、チューターからの徴取
- ④ 招へい教員、名誉教授、日本学術振興会特別研究員など、大阪大学と現在雇用関係にないが大阪大学の所属として公的研究費の交付等を受けた研究代表者、分担者、その他研究組織に入っている者からの徴取

誓約書の提出は「公的研究費の取扱いに関する規程」第12条第2項、第3項に定められており、誓約書の未提出者は、公的研究費の運営・管理に関わることができません。

誓約書の提出が競争的資金等の申請、運営・管理を行うための要件となっていますので、未提出の場合は競争的資金等への申請ができません。

未提出者の管理も併せて行ってください。

(イメージ)

誓約書 ①②

- 1 大阪大学が定める規則、規程等を遵守すること。
- 2 不正を行わないこと。
- 3 規則、規程等に違反して、不正を行った場合は、大阪大学や配分機関の処分及び法的責任を負担すること。

7

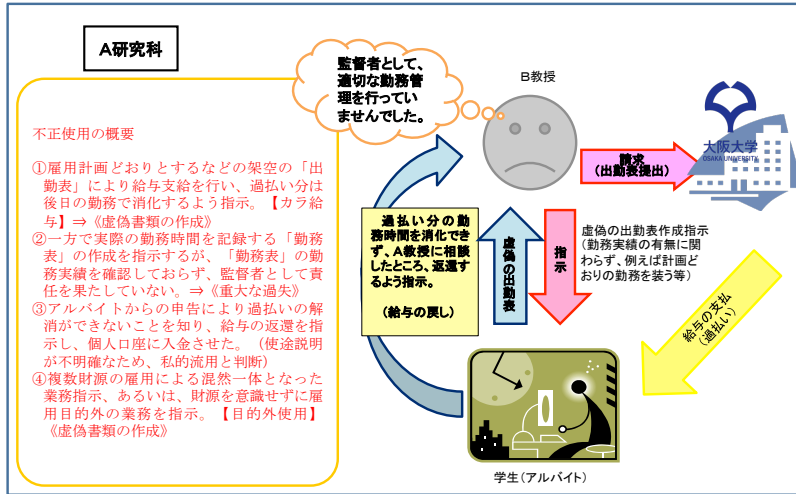
今般発生した不正事案

- ・「大阪大学は5日、国際公共政策研究科の山内直人教授(59)が、2008年度からの6年間で、アルバイト給与を水増しするなどして大学の研究費約900万円を不正に受給していたと発表した。同教授が発行に関わる刊行物の代金約46万円を個人口座に振り込ませていたことも発覚。同大学は計約950万円の返還を求める。／教授は一連の不正は認めたが「私的流用はない」と話しているという。／同大学によると、教授は08～14年度、研究室のアルバイト54人分の勤務時間を水増した出勤簿を作成し、実際の勤務分との差額約550万円の給与を余分に支給。うち1人について、10万円を教授の個人口座へ入金させていたという。／ほかにも、データベースの入力名目で雇ったアルバイトに別の事務作業をさせるなどして約230万円を不正受給、総額約900万円に上ると認定した。／また同教授は09～14年度にかけて、自身がトップを務める大学の研究組織がホームページ上で販売していた刊行物の代金約46万円を個人口座に振り込ませていた」日本経済新聞、2015年6月6日)

8

③ 公的研究費の不正使用の発生について

アルバイト関係: カラ給与、給与の戻し(私的流用)、目的外使用



9

アルバイト関係: 再発防止策について

◆A研究科での取組 **不正使用を起せば、より厳しい取り組みが求められます!**

A研究科においては、発覚後直ちに**タイムカード打刻**による勤務事実確認に改めるとともに、事務職員が本人確認をしたうえで打刻することで再発防止を図る。【平成26年8月より実施中】

◆全学的な取組 **管理監督者等は適切な業務指示・勤務管理を! アルバイトは正しい勤務時間報告を!**

① 管理監督者等に対して、**非常勤雇用者の勤務時間等の管理を再徹底**するとともに、従来の再発防止策を以下のように見直し強化する。

TA、RA、アルバイトも新たに対象に加えて、原則として事務部門による日常的な勤務実態確認(出勤簿または出勤確認表を事務部門に置き、非常勤雇用者が直接押印を行う)を行うこととし、更に、**不正な押印等を防止するため**、例えば出勤簿等の配置場所の工夫、押印時の立ち会い等の**不正防止策を講じる**。なお、部局規模等により実施が困難な場合は、あらかじめ人事課に届け出たうえで、勤務管理が適正に行われていることを**事務部門が定期的に確認する方法**によることとする。

※定期的に確認する方法とは、少なくとも6か月に1回、**事前予告を行わずに全ての研究室等へ行き**、当該研究室において勤務時間管理が適正に行われているかについて、日常的な勤務事実の確認状況に関する調査を行うとともに、各研究室等から抽出した者の勤務事実についても確認し、調査日時、研究室等名及び確認内容を報告書に記録する方法による。【平成27年2月より実施中】

② アルバイトの**雇用時に、雇用者は大学であり、大学の規則を遵守しなければならないことを説明**するとともに、アルバイトが関係する不正の典型的事例(カラ給与、給与の戻し、虚偽の報告)や教職員から不正の強要等があった場合の対応等を記載した**リーフレットを配付**して周知する。【平成26年9月より実施中】**追加で、不正を行わない旨の誓約書**を新たに**TA、RA、アルバイトからも徴収**する。【平成27年2月から実施中】

③ 雇用申請手続き時において、アルバイト雇用として**適切な業務(期間、業務内容等)であるかについての確認を再徹底**する。【直ちに実施してください】

④ 管理監督者が**業務を命じる際には、雇用財源との整合性を十分に確認**するよう再徹底する。【直ちに実施してください】

⑤ 複数財源で雇用している場合には、管理監督者等に対して、**財源毎の明確な勤務時間管理を再徹底**する。【直ちに実施してください】

◆監査室の内部監査 **抜き打ち監査を行います!**

① 全部局のアルバイトの勤務時間管理の実態について確認を行い、所定の確認手続きに従った実効性のある管理を行うよう指導を行う。【平成26年度監査より実施中】

② **内部監査に新たに人事課職員を加えて**、全部局等の非常勤雇用者の**勤務実態の調査対策の実施状況を確認**する。【平成27年度監査より実施中】

③ 全部局アルバイトに対する**抜き打ち監査**を行い、出勤簿の記入方法、不正への関与指示の有無等を確認するとともに、リーフレットを配付して不正防止・通報体制について理解を促す。【平成26年度監査より実施中】

11

アルバイト関係: 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

本学教職員の勤務時間管理体制については、従前の再発防止策において「管理監督者は教職員の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策または不定期の調査等により実証する方策を策定すること。」と定められ、「日常的に実証する方策」については「勤務時間管理が適正に行われているか必ず第三者(事務部門以外も可)が確認すること」とし、その具体的な方法は、各部局の事情(規模、雇用形態、雇用者数等)に応じて策定することとしている。また、その対象者は教職員全員としている。

このため、教職員とは異なる取り扱いをしているアルバイトは第三者確認の対象外ではあるが、就業規則が適用されない者についても勤務時間の確認を厳正に行う必要があるため、ほとんどの部局においては上記の教職員に準じた方法を取っており、A研究科においても、監督者の確認と第三者として事務部門による出勤確認を行う方法をとっていた。

アルバイト関係: 不正使用の発生要因について

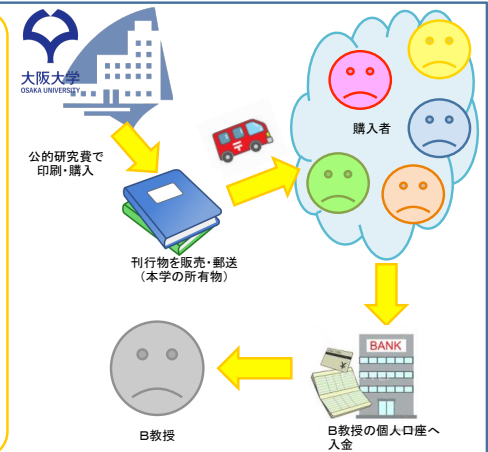
- ① 私的流用が行われており、研究費が税金等によって賄われていることに対する著しい**認識の欠如**があった。
- ② カラ給与、目的外使用等の不正な経理を行っても、結果的に研究(アルバイト雇用)のために使用していれば許されるという**誤謬の甘さ**があった。
- ③ カラ給与、目的外使用等が不正使用に当たることを認識しながら、**倫理観の欠如**等により、それを抑止することができなかった。
- ④ **監督者としての勤務時間管理の認識に甘さ**があった。
- ⑤ 事務室に出勤確認表を置き、アルバイトが出勤日に押印またはサインをすることによって第三者が勤務事実を確認する体制を自発的に講じていたが、出勤確認表を事務職員が目が届きにくい場所に置いていたため、押印の際に**不正行為を防止できず、結果的に第三者確認の機能を十分に果たすことができなかった**。
- ⑥ アルバイトは、大学ではなく**B教授に雇用されているという認識**を有しており、不適切な勤務時間管理等に疑義を抱いた者もいたが、B教授の指示に従わざるを得なかった。
- ⑦ 研究室では、学会事務局の運営事務の一部が行われているため、研究室内では大学業務と学会業務が混在しており、監督者であるB教授は**予算や業務を明確に区分することなく、アルバイトに業務指示**を行っていた。

10

刊物関係: 転売による換金、目的外使用、不適切な契約行為

不正使用の概要

- ① 科研費や運営費交付金で印刷したCセンター発行の刊物(無償配布用)や科研費で購入した書籍をCセンターのホームページや研究会会場において販売し、個人口座に入金または現金を直接受領。**【転売による換金】《不法行為》**
- ② 科研費でCセンター刊物を印刷、あるいは市販の書籍を購入しており、印刷・購入部数が多くその一部が転売されていたため、必要理由を再確認したところ、研究目的としての合理的な説明が得られなかった。【目的外使用】
- ③ ホームページを通じて私的販売する刊物を事務部門を通じて郵送し、運営費交付金で支払い。【目的外使用】
- ④ 運営費交付金で刊物を印刷発注(教員発注)する際、同刊物の販売を目的とした私費負担分も一括して発注し、その支払の際に本来は単価とするべきところ、私費印刷分を著しく低廉な単価とし、運営費交付金印刷分を割高な単価として納品書を作成させて支払い。【不適切な契約行為】



12

刊行物関係:不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

財源に関わらず、50万円未満の物品の購入・製造については、予算執行を委託した教職員に契約権限及び検査職務が委譲・委任されており(いわゆる教員発注の範囲)、教員が予算残額を確認後、見積もり合わせ等により契約の金額・相手方を決定し、財源を特定して発注を行う。事務部門では、従前の再発防止策に基づいて納品事実を確認し、発注教員の検査後に納品書に基づいて支払手続きを行っている。

また、その際に事務部門では購入・製造の目的あるいは財源との整合性等についても確認を行い、疑義が生じた物品については必要に応じて発注者に確認を行う等により、教員発注契約が適正に実施されているかについて日々監査を行っている。

刊行物関係:不正使用の発生要因について

- ① 公的研究費が税金等によって賄われていることに対する著しい**認識の欠如**があった。
- ② B教授には、大学の資産等を転売して私的な利益を得ることが不正な行為であるとの認識があったにもかかわらず、公的研究費で印刷したものであっても、自身及び関係研究者の研究成果物であれば販売により私的な利益を得ても不正には当たらないとの明らかな**認識の限り及び倫理観の欠如**があった。
- ③ 事務部門における支払手続き時に、財源との整合性については確認していたが、**印刷・購入教員の妥当性については十分な確認ができていない場合があった。**
- ④ 運営費交付金及び私費との一括発注にも関わらず不適切な契約単価となっていた事案については、B教授から事務部門に対して私費印刷についての情報提供がなく、また、運営費交付金による印刷部数の契約規模としては妥当な単価であったため、支払手続き時の決裁過程で問題点を把握することはできなかった。
- ⑤ 関係**査者**においても**公的研究費の不正使用(虚偽の記載)についての認識が不足**しており、B教授の指示に安易に応じていた。
- ⑥ 刊行物の発送は主として事務部門を通じて郵送されていたが、発送内容が書籍となっており、研究者間の研究成果物の送付は日常的に行われているため、販売に伴う発送であることに気付くことはできなかった。
- ⑦ 研究室のホームページ上で販売が行われていた**事実を全く把握できていなかった。**

13

刊行物関係:再発防止策について

◆A研究科での取組 **不正使用を起こせば、より厳しい取り組みが求められます！**

A研究科においては、印刷部数の必要性を確認するために、**概ね100部以上の印刷契約を対象に送付先一覧を徹取**することとしていたが、徹底されていなかったため、発覚後は**100部以上の場合には必ず徹取**するとともに、目的や必要性の確認をより徹底することとして再発防止を図っている。【平成26年12月より実施中】

◆全学的な取組 **発注時に必ず財源特定！発注数量等の根拠も明確に！**

① **教員発注時に財源特定する際において、調達内容と財源との整合性についての確認を再徹底**するとともに、事務部門における納品事実確認及び支払手続き時において、購入等の目的、財源、数量等に**疑義が生じた物品については、必ず理由書を徹取して確認**することとする。また、**配布物の場合は必要に応じて理由書や送付先一覧を徹取**するなど、調達数量の必要性の確認についても再徹底することとする。【直ちに実施してください】

② **郵便や荷物の送料**については、発送または支払い時に事務部門において送付品名、送付先、発送頻度等に留意するとともに、たとえば郵便発送簿等に**私的郵送物ではないことを申請するチェック欄を設けるなどにより、私的な利用でないことの確認を再徹底**するとともに、全教職員に注意喚起を行う。【全部局等において、本通知後、直ちに実施】

③ **取引業者へ「STOP！研究費不正-取引業者の皆様へ」(ワーレット)を積極的に配布**し、本学教職員からの依頼があっても**虚偽の書類作成をしないよう、注意喚起**を図る。【全部局等において、平成27年4月より実施中】

◆監査室の内部監査 **全学調査を行います！**

研究成果の普及・活用を目的とした大学組織としての刊行物の配布方法等について調査を行い、不適切な契約や管理・配付が行われないよう指導を行う。【平成27年度監査より実施】



不正使用は多方面に大きな影響が及びます。

絶対に再発させてはいけません。

14